

船舶事故調査報告書

平成25年3月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成24年5月1日 05時20分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市八幡岬東方沖 勝浦市所在の勝浦灯台から真方位240°380m付近 （概位 北緯35°08.2′ 東経140°18.9′）
事故調査の経過	平成24年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 成神丸、1.1トン CB3-73462（漁船登録番号）、個人所有 5.49m(Lr)×1.75m×0.68m、FRP ディーゼル機関、51.49kW、昭和58年4月11日
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士（5トン限定）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年4月19日 免許証交付日 平成20年5月7日 （平成26年4月18日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、いせえび刺し網漁のため、平成24年5月1日04時30分ごろ勝浦市勝浦港内の係留場所を出発し、前日に八幡岬東方沖の石ヶ浦に設置していた刺し網2張の揚網を終えたとき、風が強くなったことを感じた船長は、揚網を続けることを断念した。</p> <p>船長は、本船を石ヶ浦内の海岸に待避させようと考え、南方に向けた態勢から2ノット未満の速力で左旋回中の05時20分ごろ、船尾方から波が打ち込んで浸水したのち、波に船尾が持ち上げられて転覆の危険を感じ、甲板員と共に海へ飛び込むと同時に本船が転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、転覆後、それぞれ自力で海岸まで泳ぎ着き、本船は、岩礁上に漂着し、波浪により損壊した。</p>
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、波高 約1m

	日出時刻：04時48分（千葉）
その他の事項	<p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故当日に揚網しようとしていた刺し網は、1張が高さ約1.2～1.5m、長さ約50～60mであり、石ヶ浦沖の南北方向に3張、東西方向に2張設置されていた。</p> <p>揚網後の刺し網は、甲板上に積載されていた。</p> <p>本事故の発生海域は、水深が約5mであったが、海底地形がV字型となっており、干出岩に挟まれた幅約50mの水路で不規則な波が発生する状況であった。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を保持していたが、電波状態の不良により、通話ができず、本事故を陸岸から目撃した釣り人が消防に通報した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、八幡岬東方沖で揚網を終えて旋回中、波が船内に打ち込んで浸水したことから、船体が傾斜し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、八幡岬東方沖で揚網を終えて旋回中、波が船内に打ち込んで浸水したため、船体が傾斜し、転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水深の変化がある海域を航行する場合には、不規則な波が発生する可能性があることに留意し、波の打ち込みを防止できるように波の状況を監視すること。 ・甲板上の漁具等は移動しないように積載すること。 ・救命胴衣を着用すること。